

# 福岡アジアビジネス特区

都道府県名：

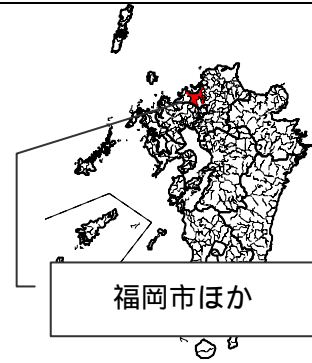
福岡県

申請主体名：

福岡県、福岡市

区域の範囲：

福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）



特区の概要：

地域的・歴史的・経済的にアジアと強く結びついている福岡の地域特性を活かしながら、外国人研究者等や産学連携の促進、アジアとのビジネスに係る人材育成、博多港や福岡空港の物流機能の強化等により、アジアビジネスの展開を目指す国内外企業の集積やベンチャー企業の創出を図り、もって九州・西日本の経済活性化を推進する。

適用される規制の特例措置：

- ・外国人研究者の受入れ促進
- ・外国人の入国、在留申請の優先処理
- ・外国人情報処理技術者の在留期間延長
- ・夜間大学院における留学生の受入れ
- ・臨時開庁手数料の軽減
- ・税関の執務時間外における通関体制の整備
- ・学校設置会社による学校設置
- ・校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置
- ・運動場に係る要件の弾力化による大学設置
- ・空地にかかる要件の弾力化による大学設置
- ・埋立地の用途変更手続の柔軟化
- ・特定埠頭の運営効率化
- ・自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化



福岡システムLSI総合開発センター



アイランドシティ国際コンテナターミナル